

○大和郡山市成年後見制度報酬助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）への報酬を負担することが困難であるものに対し、その報酬の全部又は一部を助成するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市長が行った後見、保佐及び補助開始審判の申立により、家庭裁判所において後見人等が選任された者（以下「被後見人等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者

(2) 次の要件のいずれにも該当する者

ア 同一世帯員全員が市民税非課税であること。

イ 預貯金等の額が、報酬額に30万円を加えた額を下回っていること。

ウ 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(3) その他市長が必要と認める者

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する対象者のほか本人又は親族等の申立てによる後見開始等の審判（4親等以内の親族又は配偶者が後見人等となる場合を除く。）により被後見人等となった者（令和5年4月1日以降に初めて被後見人等となった者に限る。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、報酬助成を受けることができる。

(1) 65歳以上の認知症高齢者等又は40歳以上65歳未満の認知症により判断能力が不十分である者

(2) 前項各号のいずれかに該当すること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した範囲内の額とする。ただし、被後見人等が特別養護老人ホーム等の施設に入所又は長期入院している場合は月額18,000円を、その他の場合は月額28,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第4条 後見人等への報酬の助成は、後見人等又は被後見人等からの申請に基づき行うものとする。

2 申請にあたっては、成年後見制度報酬助成事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 成年後見登記事項証明書の写し又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判書謄本の写し

(2) 報酬付与の審判書の写し

(3) 後見事務報告書の写し

(4) 財産目録の写し

(5) 預貯金通帳等の写しその他被後見人等の収入が明らかとなる書類

(6) その他市長が必要と認めた書類

3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による後見人等に対する報酬付与の審判の決定のあった日から60日以内とする。

(助成金の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、被後見人等の収入及び財産状況等を調査し、助成の可否及び助成すべき金額を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに成年後見制度報酬助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の支給)

第6条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、成年後見制度報酬助成金請求書（様式第3号）により、後見人等への助成金を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受け、審査のうえ、適当と認めたときは、口座振替の方法によって助成金を支給する。

(後見人等の報告義務)

第7条 後見人等又は被後見人等は、当該被後見人等の資産状況及び生活状況等に変化が生じたときには、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の取消等)

第8条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 被後見人等の資産状況等の変化により第2条の要件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後見人等への報酬の助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大和郡山市成年後見制度報酬助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる助成金の申請について適用し、同日前になされた助成金の申請に関する取扱いについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき作成されている様式で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。